

## 第9回 NGO/NPO・企業環境政策提言募集

NGO / NPO・企業環境政策提言推進委員会  
平成 21 年 12 月

募集期間: 平成 21 年 12 月 25 日 ~ 平成 22 年 2 月 19 日( 57 日間 )

詳細 : <http://www.teigen.jp/> E-mail : [teigen09@teigen.jp](mailto:teigen09@teigen.jp)

今年度より、応募方法及び、応募先が変更されています。ご注意ください。

### はじめに

地球温暖化の影響が世界各地で顕在化しつつある今日、環境問題は言うまでもなく、21世紀に生きる人類にとって最大の課題として認識されるようになりました。

地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成のための施策に加え、鳩山総理が国連総会で表明された「2020 年までに 1990 年比 25% 削減」との目標を実現するため、低炭素社会づくりを進める「チャレンジ 25」の取組を展開することが必要です。

また、来年 10 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議（ COP10 ）が愛知県名古屋市で開催されます。生物多様性の危機が叫ばれる中、世界的にも注目されているこの会議を契機に、生物多様性を守る取組を国内外で強化していく必要があります。

このような状況下、環境政策の立案や実施に当たって、幅広い関係者の参加と合意を図ることの重要性はますます高まっており、環境省は、市民・NGO/NPO、企業、行政との連携・協働により、課題の解決を図っていくことを目指しています。

「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会」では、「民」の発想を実際の政策に生かすことを目指して、平成 13 年度から環境政策提言を募集・選考しています。

また、このプロセスへの参加は、環境政策を自ら考える機会ともなり、NGO/NPO・企業の政策提案能力が向上するようなプロセスになることも期待しています。

第 9 回となる今回も、下記のとおり NGO/NPO・企業からの環境政策提言を募集します。

環境省では、毎年度「重点施策」として、力を入れて取り組まなくてはならない課題を明らかにして政策展開を図っています。

平成 22 年度は、以下を重点施策として、力を入れて取り組まなくてはならない課題を明らかにして政策展開を図っていく予定です。

1. 25% 削減目標の達成と豊かな暮らしの実現に向けた社会の変革
2. 25% 削減に向けた社会・経済の取組

- ・国民とともに取り組む社会の変革
- ・現地の環境管理能力を育て持続可能な開発を実現する戦略的な国際協力

2. 生物多様性の保全と持続可能な利用による自然共生社会の実現

- ・COP10の成果につながる施策の展開
- ・生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現
- ・人といきものが共生する自然保護管理等の実現

3. 循環型社会づくりに向けて

- ・循環産業の育成等を通じた3Rの戦略的高度化
- ・地域循環圏の形成やアジアにおける適切な循環の確保
- ・安全・安心な廃棄物処理・リサイクルの推進

4. 安全・安心な社会づくりに向けた環境保全の取組

- ・新しい課題を踏まえた国民の安全・安心の基盤となる環境管理
- ・「子どもの健康と環境」を始めとした化学物質対策
- ・水俣病を始めとする公害健康被害者対策等

こうした政策課題の解決に役立つような提言を数多く応募していただけることを期待しています。

なお、優秀な政策提言については、平成22年4月（予定）に開催する「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」の場で発表していただく機会を設けます。

またフォーラムで発表された優秀提言の中から、実現可能性の高い提言については、環境省と提言団体が協力して、事業化に向けてのフィージビリティ調査を行うこととしており、政策への反映を支援していきます。

## 1. 応募資格

NGO/NPO 及び企業

- ・業界団体や研究所などのシンクタンクも応募可
- ・協同組合、労働組合、商工業組合なども応募可
- ・NGO/NPOの場合、法人格を持たない任意団体も応募可
- ・個人の集まり、企業・地方自治体・大学内のグループも応募可

\* その他、詳しくは事務局までお問合せください。

## 2. 募集内容・テーマについて

新規の政策提言、既存の政策・制度の運用方法等をより良くしていくための提案について募集します。募集する政策の内容・テーマは、特に限定しません。民間の視点から重要と思われる政策をご提言ください。より多くの提言の政策への反映を目指すため、上記、環境省の重点施策をご参照ください。

### 3. 審査基準について

「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」で発表していただく提言を委員会が選考するにあたっては、その提言が持続可能な社会の実現に寄与することを前提に、以下の基準から審査いたします。

#### 1) 必要性・緊急性

政策提言の目的・目標が、個人や社会のニーズに応えるものであること。早急に対策を講ずべき課題であること。

#### 2) 現状把握の的確性

政策提言のテーマについて、状況と問題点を的確に把握し、それらを分析し、解決すべき課題を設定できていること。

#### 3) 先駆性・新規性

政策提言が、独創的な発想を含んでおり、これまでにはない新しい取組、方法論などを提示していること。

#### 4) 有効性

政策提言の実施により、環境の改善や取組の向上など適切な効果が得られること。

#### 5) 説得性・合理性

課題の解決の方法や手段が説得力を持ち、合理的であること。

#### 6) 実現可能性

提言が、現状に照らして実施可能性が高いこと。

#### 7) パートナーシップ形成・促進の可能性、役割分担の明確化

政策提言の実施において、市民・NGO/NPO・企業・行政など様々な主体の間のパートナーシップが形成又は促進される可能性があること。また、主体間の役割分担が明確なこと。

なお、審査の過程で優秀提言の候補として、10件程度の政策提言については「NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会」でヒアリングを行うことを予定しております。また、提案審査の結果については公開します。

### 4. 応募された提案について

応募いただいた政策提言は、広く情報公開することにより、以下のような形で社会に還元し、また実際の政策に反映されるよう、環境省のみならず、他省庁や地方自治体にも、働きかけます。

#### 「NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム」の開催

寄せられた提言のうち優れたものについて発表していただく場としてフォーラムを平成22年4月（予定）に開催します。

#### 提言実現に向けてのフィージビリティ調査の実施

寄せられた提言のうち特に優れており、実現可能性の高い提言については、環境省と提言団体が協力して事業化に向けてフィージビリティ調査を行い、政策への反映を支援していきます。

\*政策の実施段階においては、その実施を環境省請負業務で行うときは、原則として提言団体も含め、改めて競争的な過程を通じて適切な者を選定することになります。

#### 「NGO/NPO・企業環境政策提言集」の発行

寄せられたすべての提言を掲載した提言集を作成し、関係の機関・地方自治体などに広く配布します。

## 「NGO/NPO・企業環境政策提言」及び「地球環境パートナーシッププラザ(GEIC)」 ホームページへの掲載

寄せられた提言はすべて、「NGO/NPO・企業環境政策提言」(<http://www.teigen.jp>) GEIC (<http://www.geic.or.jp/geic/>) のホームページに掲載し、誰でも自由に閲覧できるようにします。併せて、閲覧、政策化する時に参照してもらいやすくするため、政策分野、政策の手法、応募者の所属等のカテゴリー別に検索できるよう、データベースを作成し、ホームページ内にて閲覧できるようにします。

## 5. 応募方法

所定の応募フォーマットに必要事項を入力し、電子メール又は郵送にて事務局までご提出ください。また、郵送の場合は電子データを入れたフロッピーディスクも同封してください。

**応募受付を確実に行うため、事務局にて提言を受けつけた順に、応募者あてに受付確認書を送付致します。応募者においても、提言送付後、事務局から受付確認書が送付されたことを確認し、届かない場合は、必ず事務局に連絡してください。**

\* 募集要項及び応募フォームについては、NGO/NPO・企業環境政策提言ホームページ (<http://www.teigen.jp>) 及び環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/info/>) よりダウンロードできるほか、全国7カ所の地方環境パートナーシップオフィス及び同7カ所の地方環境事務所にて入手できます。

\* ウィンドウズ版のWord文書形式にてご提出お願いします。

応募期間 平成21年12月25日(金)～平成22年2月19日(金)(57日間)  
〔必着〕

### 記載方法

- \* 「政策分野」「政策手段」の欄につきましては別紙に掲げてある例を参考にご記入ください。
- \* キーワード欄には提言内容の核となる特徴を端的に表すキーワード(例:エコ改修、市民発電、市民参加型等)を5つ以内で、ご記入ください。
- \* 用紙の枠内に必ず収まるようお書きください。団体(組織)の概要1ページ、政策提言3ページにご記入願います。ページ数に収まる限り、枠を自由に移動してお書きいただいて構いません。
- \* 団体・組織の活動又は事業の概要は、様式に収まる範囲でご記入ください。
- \* 文字フォントは原則として「MS明朝」(11フォント)としてください。
- \* パンフレット等はお送りいただいても構いませんが、提言の選考はフォーマットへの記入事項により行いますので、必要事項はフォーマット内に書き込むようにしてください。
- \* 直接持参される場合は、締切日の午後6時までに事務局までお持ちください。

---

【参考：昨年度の優秀提言・優秀に準ずる提言】

**優秀提言**

**生物多様性・地域社会共存型の海外森林保全事業モデルの確立と、カーボン・オフセット事業及び炭素クレジットへのビルトイン手法の検討**

〔財団法人 地球・人間環境フォーラム〕

生物多様性を保全し地域社会と共存する森林保全事業のモデルのあるべき姿を確立させ、当該モデルを活用したカーボン・オフセット事業等形成手法の在り方について検討し、生物多様性保全・地域社会共存等の価値をカーボン・オフセットや炭素クレジット取得にビルトインするための手法を検討する。

**優秀に準ずる提言**

**地域環境再生プロジェクト・限界集落からの脱却**

〔特定非営利活動法人 環境とくしまネットワーク〕

地球環境に関わる人間と自然の豊かさの創造という現代的視点から、地域農山村の持つ意味、価値を問い直し、地域と都市の交流を図り、残存放置不動産（農地・林地）と放置家屋（空き家）や修復可能な廃屋を再利用しグリーン雇用と新しい地域でのものづくりの観点から、循環可能な地域財産を点検し、空き家再生活用供給プロジェクトなどを展開する。

**アマゾン熱帯雨林におけるアグロフォレストリー普及とアグロフォレストリー認証制度の制定**

〔特定非営利活動法人 HANDS〕

南米アマゾンの熱帯雨林の森林破壊を食い止める対策になりうるものとして脚光を浴びはじめているアグロフォレストリーのアマゾン全域での普及と、產品の受け入れ先となる日本などの先進国のマーケットを拡大させるため、官民連携のアグロフォレストリー認証制度等を創設する。

**映像による環境教育の実証及び教育プログラム作成**

〔株式会社 Green TV Japan / 株式会社 NHK エンターブライズ〕

地球環境問題に直面する子どもたちを対象に、その問題について感じる感性を育て、解決策を自ら考える力を身につけるための効果的で普及しやすい教育方法を開発するため、教育現場で活用しやすく効果的な映像コンテンツを探り出し、教育現場に浸透し、普及していく環境教育映像コンテンツ・テキスト及び使用マニュアル等の検討・制作を行う。

**都市部での生物多様性保全活動促進のための国際連携**

〔一般社団法人 イクレイ日本〕

都市環境改善と生物多様性保全に取り組む東南アジアと日本の自治体が共同体制を組み、都市部の生物多様性保全状況把握、戦略や行動計画の立案、具体的対策を実施することによって、アジア地域での都市生物多様性保全活動を促進する。

\* 昨年度優秀提言として選定された提言については、環境省と提言団体が協力してフィージビリティー調査を実施し、その政策化に向けた取り組みを進めています。

---

**問い合わせ及び応募書類提出先**

「N G O / N P O・企業環境政策提言推進委員会」事務局

((財)水と緑の惑星保全機構内)

事務局及び送付先が変わっています。ご注意ください。

担当：島田、遠藤

〒105-0003 東京都港区西新橋 2-16-2,3F

TEL:03-3433-4454 FAX:03-3433-4510 E-mail : [teigen09@teigen.jp](mailto:teigen09@teigen.jp)

<http://www.teigen.jp>

〔参考〕 政策分野の区分例 (NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成)

No.	政策分野	施策・事業の例
	循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な資源循環型の社会経済制度、地域社会・組織の構築 (大量生産、大量消費型社会経済の見直し)</li> <li>個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し(節水、ゴミ減量化・分別、物品の再利用・長期利用、環境にやさしい物品購入など)</li> <li>資源の有効利用、省エネルギー、LCA</li> <li>廃棄物の発生抑制、分別、リユース、リサイクル、適正処分に関する制度や仕組み、組織、活動</li> <li>不法投棄の防止・最終処分場の立地</li> <li>再利用、リサイクル可能な製品の開発・普及(調査研究、技術開発)</li> </ul>
	地球温暖化の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化防止対策に関する制度や仕組み、組織 (条約等の履行、活動温室効果ガスの排出抑制、排出権取引等)</li> <li>個人、家庭、職場でのライフスタイルの見直し (省エネ、徒歩・自転車・公共交通機関利用など)</li> <li>ヒートアイランド対策(都市緑化など)など都市政策・地域政策</li> <li>再生可能な自然エネルギーなどの技術開発と製品化と普及・推進</li> <li>温暖化防止調査研究、モニタリング</li> <li>国際協力</li> </ul>
	地球環境問題への対応(持続可能な開発)	<ul style="list-style-type: none"> <li>オゾン層の保護、熱帯林等森林破壊、酸性雨、海洋汚染、砂漠化など</li> <li>途上国大都市の環境問題(公害、廃棄物など)</li> <li>国際的な対策、取組、国際協力</li> <li>環境ODA</li> <li>地球環境研究、モニタリング</li> </ul>
	自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の保全、生物多様性国家戦略</li> <li>森林、緑地、海岸、里地、里山、湿地、身近な自然の管理と利用</li> <li>野生生物の保護と管理、絶滅の恐れのある種の保護対策</li> <li>自然とのふれあいの推進</li> <li>自然環境保全に関する調査・研究、モニタリング</li> <li>自然再生・復元</li> <li>動物の愛護と管理</li> </ul>
	空気・水・土の保全 (公害対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>水、大気、土壤等の典型7公害対策(再生、復元対策を含む)</li> <li>健全な水循環の確保</li> <li>モニタリング体制</li> <li>調査研究</li> <li>公害健康被害の予防と補償</li> </ul>
	化学物質対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の環境リスクの評価・管理</li> <li>有害化学物質の規制</li> <li>化学物質のモニタリング</li> <li>調査研究</li> </ul>
	環境アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価制度の充実</li> <li>戦略的環境アセスメントの推進</li> </ul>
	社会経済のグリーン化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の自主的な環境保全活動の推進</li> <li>環境に配慮した製品・サービスの開発・普及</li> <li>グリーン購入の推進</li> <li>環境に配慮したグリーン産業と雇用の促進</li> <li>ISO14001、環境会計、環境報告書</li> <li>環境投資の推進</li> <li>エコ・ビジネス、コミュニティ・ビジネス</li> </ul>
	持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮型まちづくり、地域活性化</li> <li>快適な環境(アメニティ)の確保</li> <li>自然と調和した都市景観</li> </ul>
	環境パートナーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境問題の解決に向けた市民・企業・行政の協働手法</li> <li>環境NGO-NPOへの支援(資金、人材育成、情報、ネットワークなど)</li> <li>中間支援のありかた(NPOサポートセンターなど)</li> <li>環境教育・環境学習・持続可能な開発のための教育(ESD)</li> <li>環境アドバイザー(環境カウンセラー)、環境ボランティア</li> </ul>

注1) 上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。

注2) 例えば、平成17年度優秀提言の「全国の市町村に木造建築リユース・リユースセンターを設置」は、循環型社会の構築に加えて、持続可能な地域づくりにも該当する。

[参考] 政策実現手段の区分例 (NGO/NPO・企業環境政策提言推進委員会 作成)

No.	政策実現手段	施策・事業の例
	法律及び国際条約の制定・改正 または司法的解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等の既存または新規の法律、条例など 例：権利の設定または制限、環境規制（罰則を伴う義務）</li> <li>環境に関する条約</li> <li>司法へのアクセス（訴訟等）苦情処理</li> </ul>
	制度整備及び改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づくか否かを問わない各種制度 例：各種環境計画、ボランティア活用制度、NPO/NGO 支援制度、環境管理制度（ISO 14001 など）、リサイクル制度、排出権取引制度、自然環境管理制度、NGO/NPO 中間支援制度</li> </ul>
	税制措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税（法人税、所得税等）</li> <li>地方税（市民税、住民税等）</li> <li>新税（環境税、市町村環境新税、ボランティア関連税、NPO 支援税）</li> <li>国際的な課徴金等</li> </ul>
	予算・資金措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金、助成金、課徴金、基金、融資など国などが企業や NGO/NPO 等の活動を支援または政策誘導する経済的措置</li> <li>企業等が NGO/NPO・市民活動を支援する基金など</li> <li>NGO/NPO の資金確保方法</li> </ul>
	施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方自治体が市民、NGO/NPO、企業等のために整備すべき施設 例：リサイクルセンター、環境学習センター、自然学校、エコタウン基盤整備、環境パートナーシッププラザ</li> <li>企業または業界団体などが広報または市民等のために整備する施設</li> </ul>
	調査研究、技術開発、技術革新	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種調査研究</li> <li>IT など革新的技術開発を行う仕組み</li> <li>技術の普及、応用、活用</li> </ul>
	監視・測定	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害や自然環境等をモニタリングする方法など 例：市民による大気・水質調査、緑の国勢調査、温暖化現象調査、国際的なモニタリング制度</li> </ul>
	環境教育・E S D の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境教育・学習の推進、促進、充実策</li> <li>環境教育・学習の場、機会の提供</li> <li>環境教育・学習推進のための組織、ネットワーク、ネットワーキング</li> </ul>
	組織・活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方自治体等の組織及び活動</li> <li>NGO/NPO の組織、市民団体の組織及び活動</li> <li>企業、企業団体の組織及び活動</li> <li>環境パートナーシップ形成方法</li> <li>ネットワーク、ネットワーキング、中間支援組織及び活動</li> </ul>
	人材育成・交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>NGO/NPO、企業、政府及び自治体等職員の人材育成方法（研修）</li> <li>パートナーシップ形成のための人材交流</li> <li>各種コーディネーターの育成</li> <li>環境に関する新資格</li> </ul>
	地域活性化と雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・ビジネス、エコ・ビジネスの促進</li> <li>地域通貨の促進</li> <li>自然再生型の公共事業、グリーン産業による雇用の促進</li> </ul>
	情報管理、情報の開示と提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報の収集及び提供、開示及び入手、管理等に関する方法</li> <li>環境情報を入手等する場、交流方法</li> <li>IT を使った情報収集及び提供方法</li> </ul>
	国民の参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民参画</li> <li>政策の立案過程への参加方法</li> </ul>
	国際環境協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境 ODA</li> <li>企業、NGO/NPO の海外での組織及び活動</li> <li>海外環境保全団体、活動とのネットワーク及びネットワーキング</li> </ul>

注) 上記の施策・事業は例示であって、これ以外の施策・事業であっても構いません。